

令和 8 年 9 月

第 4 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和 8 年 9 月 第 4 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 7 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号））
議第 7 3 号	令和 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）
議第 7 4 号	令和 8 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議第 7 5 号	令和 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号）
議第 7 6 号	令和 8 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 7 7 号	令和 8 年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議第 7 8 号	令和 8 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 7 9 号	令和 8 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 8 0 号	令和 8 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 8 1 号	令和 7 年度 人吉市水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第 8 2 号	令和 7 年度 人吉市公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
議第 8 3 号	人吉市長等政治倫理条例の制定について
議第 8 4 号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 5 号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 6 号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 7 号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 8 号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 9 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 9 0 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 1 号 人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 9 2 号 市道路線の廃止について
- 議第 9 3 号 市道路線の認定について

議第 7 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。

専第 6 号 令和 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号）
（令和 8 年 7 月 2 9 日専決）

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会において議決すべき事件を専決処分したときは、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める必要がある。

専第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次の事件につき別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 29 日

人吉市長 松岡 隼人

1 令和 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 4 号）

議第 8 3 号	人吉市長等政治倫理条例の制定について
議第 8 4 号	人吉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 5 号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 6 号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 7 号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 8 号	人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 8 9 号	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 9 0 号	人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第 9 1 号	人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 8 3 号

人吉市長等政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手である市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）が自ら厳しい倫理意識と高潔な品位に基づき行動することにより、市政に対する市民の信任に応え、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与するとともに、併せて市民も市政に対する正しい認識と自覚のもとに清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等の責務)

第 2 条 市長等は、市民全体の代表者として自らの行動を厳しく律し、人格と倫理の向上に努め、地方自治の本旨にのっとり、公正かつ清廉な活動を通じて、その責務を全うするよう努めなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (3) その地位、肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他のいかなる自己の利益を求め、又は収受しないこと。
- (4) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 職員の公正な人事を確保するため、その採用について不正な推薦、紹介をしないこと。

(請負契約等)

第 4 条 市長等又は市長等の配偶者、2 親等、同居の親族若しくは同一生計の親族が役員をし、又は実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 142 条の規定の趣旨を尊重し、市が発注する公共事業等の請負契約（下請けを含む。）、委託及び物品納入に関する契約を辞退するよう努めなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として人吉市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員7人をもって組織する。

3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見を有する者及び地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民の中から、市長が公正を期して委嘱する。

4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の3分の2以上の同意を要する。

（守秘義務等）

第6条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

3 審査会の委員は、公平かつ適正にその職務を遂行しなければならない。

（市民の調査請求権）

第7条 市民は、市長等が第3条に規定する政治倫理基準又は第4条の請負契約等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定めるところにより、これを証する資料を添えて、市長に調査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定により市長等に対する調査の請求を受けたとき、又は人吉市議会議員政治倫理条例（平成10年人吉市条例第30号）第5条第2項の規定による送付を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

3 市民は、個人の利益又は特定の政治目的のために請求権を行使してはならない。

（審査会の審査及び公表）

第8条 審査会は、前条の規定による審査の付託があったときは、当該事案の適否又は存否の審査を行う。

2 審査会は、前項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、審査の付託を受けた日から起算して120日以内に審査結果を市長及び請求者に文書（以下「報告書」という。）で報告し、併せて審査結果の要旨を公表しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された報告書が議員に係るものであ

る場合は、その報告書の写しを議長に送付するものとする。

（資産報告書の提出）

第9条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、市長等及び議員又は市長等及び議員の配偶者、2親等、同居の親族若しくは同一生計の親族が役員をし、又は実質的に経営に携わっている企業に対し、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

（市長等の協力義務）

第10条 市長等は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

（照会）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して事案の実態を明らかにすることができる。

（虚偽報告等の公表）

第12条 審査会は、市長等が第9条による資産報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

（審査会の措置）

第13条 審査会は、審査の結果、第3条又は第4条に反する事実があると認められる場合は、市長に対し、必要と認める措置を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

（贈収賄罪容疑による起訴後の説明会）

第14条 市長等が、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで又は第198条に定める罪により起訴され、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、市長は、市民に対する説明会を開くことができる。

2 市長等は、起訴された日から50日以内に前項の説明会の開催を、市長に対して求めることができる。この場合において、市長は、説明会を開かなければならない。

3 前2項の説明会において、市長等は、事件について釈明し、市民は、市長等に質問することができる。

（贈収賄罪確定後の措置）

第15条 市長等が、前条第1項の罪により有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項の規定により失職した場合を除き、市長は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行日以後に市民から調査請求された事案から適用する。
- 3 第 14 条及び第 15 条の規定は、この条例の施行日以後に起訴され、又は有罪の宣告を受けた者から適用する。

（提案理由）

市長、副市長及び教育長の政治倫理に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 8 4 号

人吉市消防団条例の一部を改正する条例

人吉市消防団条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「5 5 9 人」を「4 4 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

基本消防団員及び機能別消防団員の定員を現状に合わせるため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 5 号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた人吉市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の人吉市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 1 8 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 6 6 万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第 1 8 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 1 7 9 号）により葬祭補償の額が改定されたため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 6 号

人吉市手数料条例の一部を改正する条例

人吉市手数料条例（平成 1 2 年人吉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項又は第 2 2 条の 3 第 1 項の規定により発行申請を行うことにより同法第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 9 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 8 7 号

人吉市印鑑条例の一部を改正する条例

人吉市印鑑条例（昭和 5 3 年人吉市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 7 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「個人番号カード等」という。）を添えて自ら交付を申請した場合には、前項の規定による登録証を添えることに代えることができる。

第 1 3 条第 3 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第 1 3 条第 4 項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、「記録したものに限る。」の次に「以下同じ。」を加え、「（以下「個人番号カード等」という。）」を削る。

第 1 4 条第 4 号中「個人番号カード等」の次に「又は移動端末設備」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録者が印鑑登録証明書の交付申請の際に用いることができる確認書類として特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 8 8 号

人吉市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

人吉市子ども医療費助成に関する条例（平成 1 1 年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 保険医療機関等 医療保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

第 6 条第 1 項ただし書を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に、「保険医療機関」を「保険医療機関等」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項の規定にかかわらず、受給者」を「受給者」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、受給者の代わりに助成の申請をすることができる。

(1) 保険医療機関等

(2) 市長から委託を受けた健康保険法第 7 6 条第 5 項に規定する審査支払機関（以下「審査支払機関」という。）

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（保険医療機関等への支払）

第 7 条 市長は、受給資格者に助成すべき一部負担金に相当する額について、受給者に代わり保険医療機関等（審査支払機関を経由する場合を含む。）に支払うことにより受給資格者への助成に代えることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の人吉市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例による子ども医療費の助成のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

助成対象者の県内医療機関受診分の医療費助成を現物給付とするため、
条例の一部を改正するものである。

議第 8 9 号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 5 2 条」を「一第 5 2 条」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第 4 項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第 1 2 条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア (7) 中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア (4) 中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ (7) 中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ (4) 中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 2 0 条第 7 号中「及び第 3 項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第 3 項に規定する選考の方法」を加える。

第 2 2 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 2 5 条中「認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、」の次に「学校教育法第 1 条に規定する」を加え、「学校教育法」を「同法」に改める。

第 3 5 条第 1 項中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同

条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは、「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。」に改める。

第３７条第１項中「第２８条」を「第２７条」に、「第３１条」を「第２７条」に、「第３３条」を「第２７条」に改め、同条第２項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「前項の選考方法」を「前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定

地域型保育」を「当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第１１項及び第１２項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」に改め、「第３７条第２項に規定するその他の」の次に「法第１９条第３号に掲げる」を加え、「以下この号」を「第６項第１号」に改め、同条第７項中「（入所定員が２０人以上のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第１１項を第１２項とし、第８項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第７項の次に次の１項を加える。

８ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第４６条第７号中「に規定する選考方法」を「及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４８条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「「地域型保育給付費」」の次に「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるもの」を加える。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「この章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「以下この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」」を「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３ 特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、

「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「が法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項）」を「満３歳未満保育認定子ども（第５１条第１項）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 3 項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）附則第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 0 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「同条第 1 1 項第 2 号又は」を「同条第 1 1 項第 2 号若しくは」に改め、「保育を行う場合」の次に「又は同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項中「次に掲げる事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」を加え、同条第 7 項中「施設のうち、」を「施設のうち」に改め、「（入所定員が 2 0 人以上のものに限る。）」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第 1 3 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条 家庭的保育事業者等は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 1 8 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 2 7 条中「小規模保育事業 B 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模

保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「勤務する」の次に「看護師等（」を加え、「以下同じ。）又は看護師（同法第5条に規定する看護師をいう。以下同じ。））」を「）、看護師（同法第5条に規定する看護師をいう。）又は准看護師（同法第6条に規定する准看護師をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規

模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 1 号

人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1
年人吉市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8
項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）の施行に
伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 9 2 号

市道路線の廃止について

次の路線を廃止したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点	終点	重要な 経過地
戸越地内第 4 号線	人吉市矢黒町辻岡 1 7 0 1 番 3 地先	人吉市下戸越町下大 平 1 6 5 4 番 1 地先	

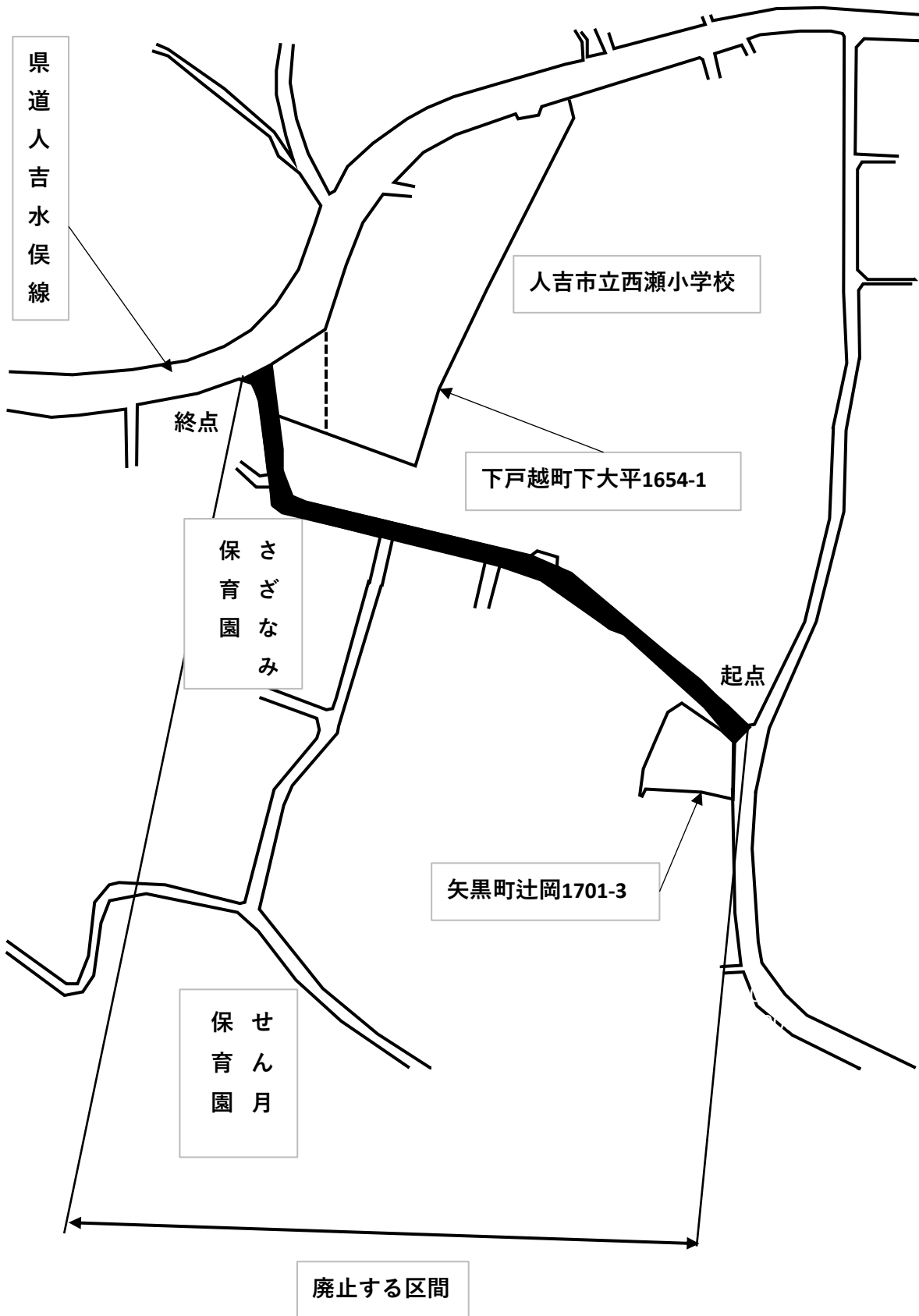
令和 8 年 8 月 3 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

道路を廃止しようとするときは、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決が必要である。

【戸越地内第4号線 廃止】



議第 9 3 号

市道路線の認定について

次の路線を認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点	終点	重要な 経過地
戸越地内第 4 号線	人吉市矢黒町辻岡 1 7 0 1 番 3 地先	人吉市下戸越町下大 平 1 6 4 9 番 1 地先	

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

道路を認定しようとするときは、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要である。

【戸越地内第4号線 認定】

